

「知的財産推進計画2006」の策定にあたっての提言 ～世界最先端の知財立国を目指す～

これまで、我が党主導の下、知財立国に向けた改革を進めてきた。今後3年間の第2期の目標としては、世界最先端の知財立国を目指すこととし、我が党としても、これにふさわしい体制として、本調査会を立ち上げた。

また、知財戦略は、ものづくりやコンテンツ、ブランドなどを通じて、我が国の経済成長に貢献してきており、これからの大綱でも重要な役割を果たす。

本年度は、世界最先端の知財立国づくりに向けた第2期のスタートの年であり、自由民主党知的財産戦略調査会は、以下を提言する。

1. 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現

ニセモノは、企業活動に損害を与えるだけでなく、消費者の健康や安心を脅かし、テロや犯罪組織の資金源にもなっており、ニセモノ対策の一層の強化を図る。特に、昨年のG8サミットで我が国が提唱した模倣品・海賊版拡散防止条約については、海外の関係機関や各国との調整を急ぎ、その早期実現を目指す。また、ニセモノの個人輸入は社会悪であり、その持ち込みを防止するために必要な措置を講ずる。

2. 世界特許の早期実現

企業活動のグローバル化に伴い、各国ごとに出願する現行の制度は、企業の出願コストを増大させるとともに、各国特許庁の重複審査による審査の滞留を招いている。

こうした状況を打破するため、世界特許制度の早期実現を目指す。まずは日米欧3極の特許庁が、互いの審査結果を受け入れる相互承認制度を構築することを目指し、そのための具体的な議論を早急に開始する。

3. 特許審査の迅速化

特許審査の滞留は危機的状況にあり、今後さらに増大することが

見込まれる。経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」では、2008年中に29ヶ月台、2013年に11ヶ月という目標を掲げたが、この目標の達成のため、審査業務の最適化・合理化及び出願構造改革をさらに促進する。

4. 技術流出の防止

特許の出願公開制度を通じて、我が国企業の競争力の源泉である技術情報がアジア諸国に流出している。このような技術流出を効果的に防止するため、先使用権制度の明確化などの施策を講ずる。

5. 文化創造国家づくりに向けた改革

(1) 映画、アニメ、ゲームなどの我が国のコンテンツを振興し、世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する。コンテンツを権利として適正に行使し、多くの人がそれを楽しみ、クリエーターがその利益を次なる創造のための資金に回せるよう必要な施策を講ずる。特にIT技術を活用したIPマルチキャスト放送について、著作権法上の問題を解決する。弁護士の協力を得て、契約における自主基準やひな形の策定を促進する。

また、コンテンツの海外発信の促進のため、コンテンツ関係情報を提供するポータルサイトの創設を支援する。

更に、コンテンツに関する国際的な法的枠組みづくりについて検討する。

(2) 食、地域ブランド、ファッショなど日本ブランドについて、在外公館や国際空港を活用するなど、文化外交や観光政策とも連携して、積極的に海外発信する。

6. 中小・ベンチャー企業と地域への支援

(1) 中小・ベンチャー企業が特許や商標を海外に出願する際の費用を助成する。また、全国の商工会、商工会議所に「知財駆け込み寺」を設置し、日本弁理士会や日本弁護士連合会とも連携して、中小企業が抱える知財に関する問題への相談対応を充実させる。

- (2) 中小・ベンチャー企業が共同研究などにおいて、取引先大企業から技術を取り上げられないようするとともに、大企業の経営陣のみならず購買現場において、取引先選定等の評価システムの中で中小・ベンチャー企業の技術を尊重し、積極的に活用するよう大企業に奨励する。
- (3) 地方公共団体の知財戦略の策定・実施を促すとともに、地域の大学や中小企業が保有する技術、地域ブランド・観光資源などの地域固有の知財を活用する。

7. 農林水産物の知財の保護・活用

知財を活用した競争力のある農林水産業の振興を図るため、本年設置された「農林水産省知的財産戦略本部」において、農林水産物の知財の保護強化や地域ブランドの活用などについて総合的な取組みを推進する。

8. 知財人材の倍増・充実

知財戦略の成否を分ける最も重要な要素は「人材」である。本年1月に策定した「知的財産人材育成総合戦略」を推進し、知財専門人材を10年間で倍増させるとともに、その質を向上させる。また、国際的に通用する人材や、複数の分野に通じた融合人材を、戦略的に育成する。また、知財に強い法曹人材の養成が適切に行われているか検証する。

9. アジア諸国の知財人材育成支援の拡充

アジア諸国の知財に関わる人々の能力向上と制度調和を図るために、知財専門人材の研修受入れや専門家派遣を拡充する。

10. 迅速かつ適切な知財紛争処理の実現

今後とも、知財高等裁判所の活動を検証し、知財立国との観点から、迅速かつ適切な紛争処理を図る。

11. 知的創造サイクルの好循環のさらなる拡大

これまでの3年間で様々な制度整備が進んできたが、知財立国実現のため、我が国において豊富な知財が創出されることが、ます

重要である。また、知財の権利化とその保護のみならず、知財の幅広い活用への取組みの強化が求められている。このような創造、保護、活用の知的創造サイクルの好循環を促進させる。

平成18年5月23日
自由民主党政務調査会
知的財産戦略調査会